

(仮称) 世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画の策定について

1 主旨

区は、平成 29 年 3 月に策定した「世田谷区第二次男女共同参画プラン（計画期間：平成 29 年度～平成 38 年度）」に基づき、施策の推進に取り組んでいる。

本プランは、10 年間の長期計画であることから、計画策定以降の社会情勢の変化や法制度の変更などに対応するため、令和 4 年度から 5 年間の後期計画として、「(仮称) 世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に定める「市町村基本計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に定める「市町村推進計画」

3 調整計画の策定方針について

- (1) DV の増加や児童虐待の複合発生、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携を踏まえ、DV 防止の取組み強化と DV 被害者の支援の充実。
- (2) 新型コロナウイルス感染防止対策による働き方の変革に伴い、家庭内の役割分担の変化など男女共同参画の変容。
- (3) 国の働き方改革本部の取組みを踏まえ、区内における働き方改革と職場環境の改善の誘導。
- (4) 国の「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月策定予定）及び「東京都男女平等参画推進総合計画」（平成 29 年度～平成 33 年度）との整合。
- (5) 新型コロナウイルス感染症防止と社会・経済活動の維持・活性化を両立する地域社会の構築に向けた、施策事業の本質的な見直しと事業手法の転換。

4 実態調査

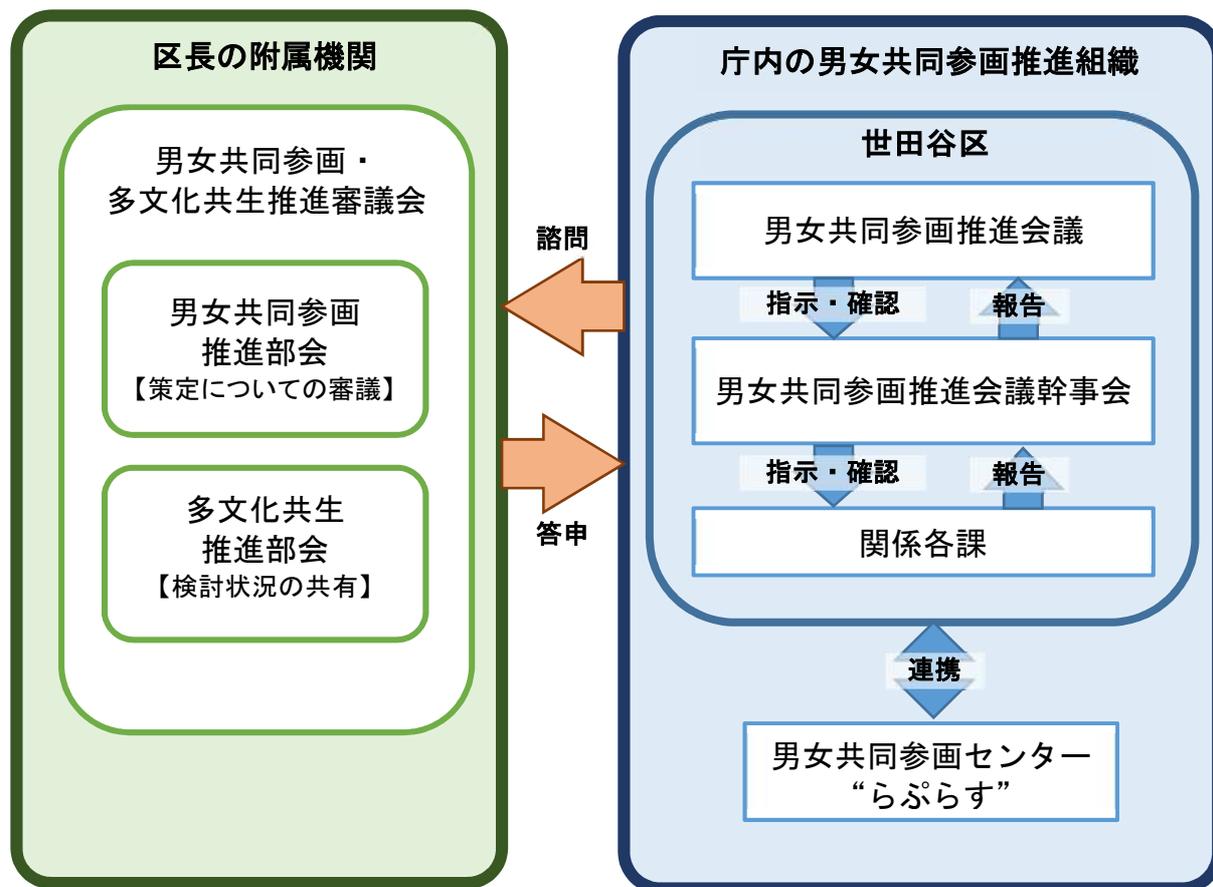
昨年度の「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」に加え、今年度は「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施する。

- (1) 対 象 区内にある従業員 20 人以上の全事業所 約 2,200 件
- (2) 調査項目 女性活躍推進に向けた取組み、仕事と育児・介護の両立支援、職場のハラスメント、多様性の尊重、新型コロナへの対応と働き方など
- (3) 調査時期 令和 2 年 11 月 郵送配付・郵送回収  
(インターネットによる回答も可)

5 検討体制

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会に諮問し、審議会の常設の部会である男女共同参画推進部会において審議等を行う。

## 調整計画の検討体制



### 6 今後のスケジュール（予定）

令和2年	11月	区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査
	11月	男女共同参画・多文化共生推進審議会への諮問（「計画策定にあたっての考え方」について）
	11月～	男女共同参画推進部会での審議（5回程度）
令和3年	3月	意識・実態調査報告書 公表
	9月	区民生活常任委員会報告（計画素案） シンポジウム
	9月～10月	パブリックコメントの実施
	11月	審議会からの答申（「計画策定にあたっての考え方」について）
令和4年	2月	区民生活常任委員会報告（計画案）
	3月	計画策定